

序章 第2次野洲市環境基本計画の中間見直しにあたって

見直しの趣旨

第2次野洲市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）は、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度の10年間を計画期間としていますが、社会情勢の変化や環境関連法規の状況等により、環境問題に関する目標や施策などを見直す必要が生じた場合には、必要に応じて改定するものとしていました。

本計画の上位計画である「第2次野洲市総合計画」を令和3（2021）年3月に策定し、また「野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」も令和3（2021）年度に見直しを行いました。本計画の中間見直しにあたっては国や県の取組や、本市の上位計画及び関係計画との整合を図りつつ、時勢に対応した計画とする必要があります。

気候変動がもたらす影響は深刻さを増し、地球温暖化（※）対策の重要性が増していくなか、国は令和32（2050）年までにカーボンニュートラル（※）の実現を目指すことを宣言しました。さらに令和3（2021）年4月の地球温暖化対策推進本部会議で、令和12（2030）年度に温室効果ガス（※）を平成25（2013）年度比で46%減とする方針を打ち出し、直後の気候変動サミット（※）で脱炭素への方針を国内外に示しました。

滋賀県は令和3（2021）年度には「滋賀県脱炭素社会づくり推進計画」と「しがエネルギービジョン」を一本化した県の指針を示すとしています。

他にも食品廃棄物（食品ロス（※））の問題や海洋汚染などの原因となっているプラスチックごみ問題をはじめとした新たに顕在化した環境問題は、私たちの社会活動との関わりが大きい問題です。レジ袋の有料化やワンウェイプラスチック（※）の削減運動など、個人や事業者の環境への問題意識が高まり、社会が大きく変化してきています。

本市では、社会の変化に対応しつつ持続可能（※）な地球環境の実現のために様々な主体が実践する取組の輪を広げ、協働や連携の機運を高め、地球規模の課題解決に向けてさらに積極的に施策を展開していくことが求められています。こうした社会の実現を目指すことはSDGs（※）の各目標のゴールにつながると考えます。

こうしたことから、令和4（2022）年度から新たな基本計画として実践するため、喫緊の課題である地球温暖化対策の強化を中心とした本計画の中間見直しを行うものです。

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画の位置付け

本計画は、「野洲市環境基本条例」(平成 16 (2004) 年制定) 第8条の規定に基づき、野洲市の自然環境や生活環境、また地球環境を対象として、目標とする将来像の実現のために、進めていくべき取組の方針を定めたもので、野洲市の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関するもっとも基本的な計画です。市の上位計画である「第2次野洲市総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するものであり、個別に施行されている計画・施策との整合性を図りつつ、市の環境に係るすべての施策の基本的な方向を示すとともに、その取組を誘導する役割を担うものです。

本市では「第1次野洲市環境基本計画」(平成 19 (2007) 年3月策定) から、官民協働によりさまざまなプロジェクトに取り組んできました。その取組を引き継ぐ形で、平成 28 (2016) 年8月に平成 29 (2017) 年度から令和8 (2026) 年度までの 10 年間の計画を「第2次野洲市環境基本計画」として策定し、環境の保全に関して、「里山から琵琶湖へ、豊かな自然とくらしが調和するまち やす」を目指すべき環境像として、4つの基本目標と14の施策を定め、市民(市民団体)、事業者、行政の協働による取り組みを進めています。

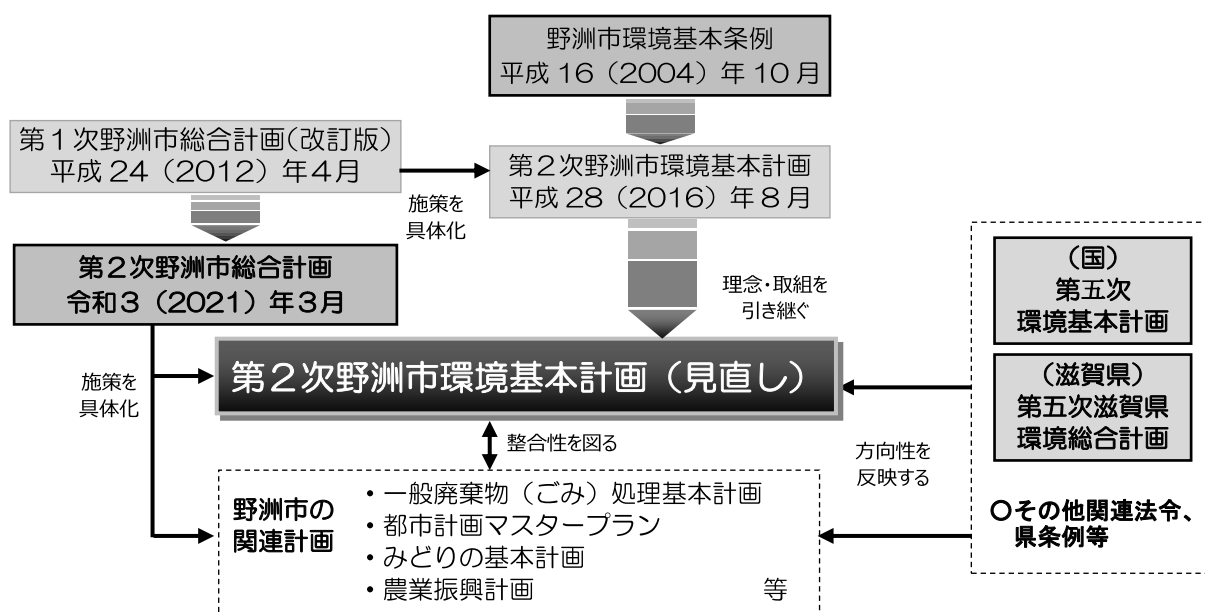


図 1.1.1 本計画の位置付け

野洲市環境基本条例 第8条(環境基本計画)

第8条 市長は、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
(第2項から第5項 略)

1.2 計画の推進主体と役割

豊かな自然環境と良好な生活環境を持続するには、市民（市民団体）、事業者、行政などあらゆる主体が、それぞれの立場と役割のもとで、協働して取り組むことが不可欠です。

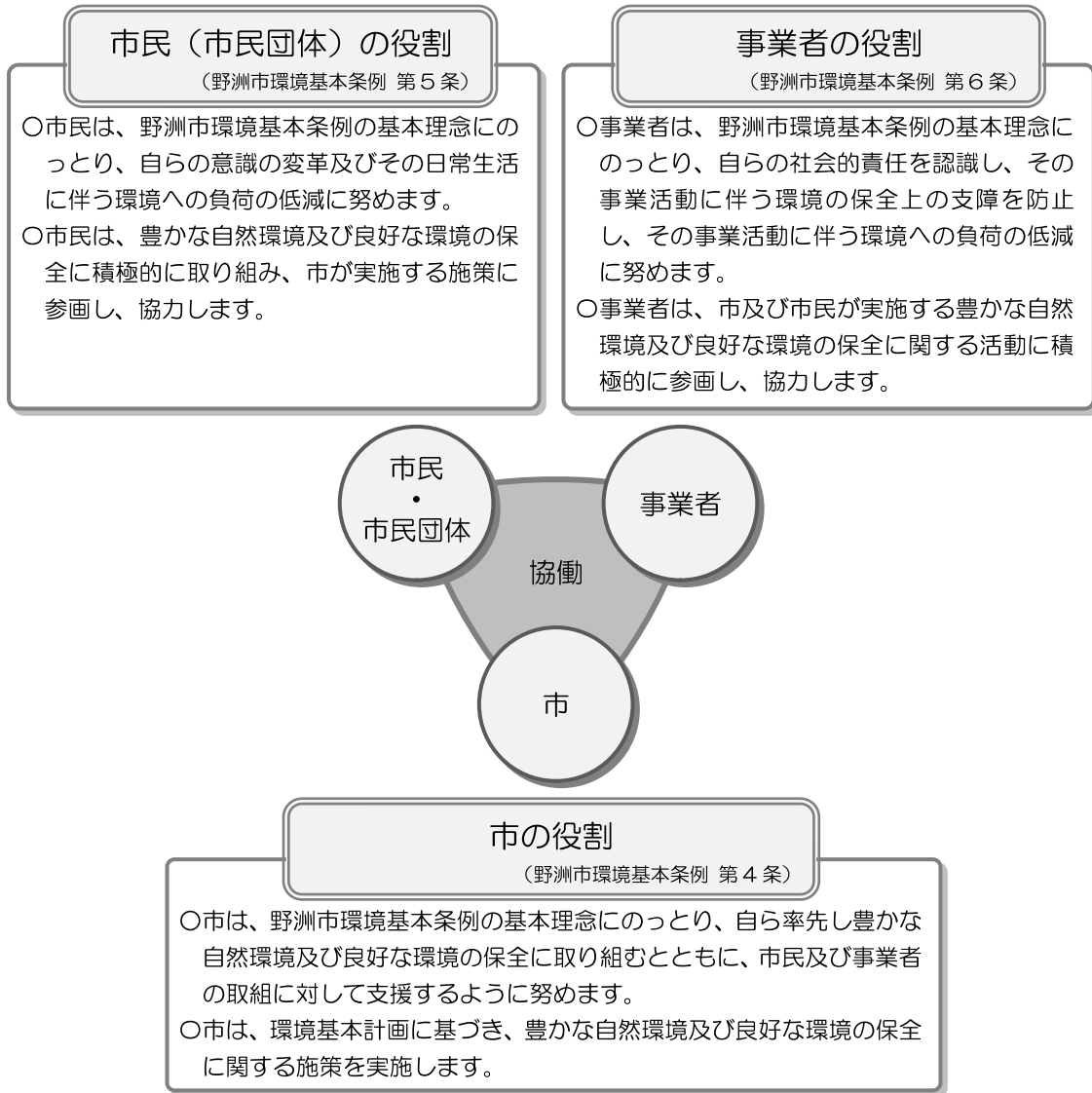


図 1.2.1 本計画の推進体制と役割

1.3 計画の対象

本計画は、生活環境・自然環境に循環型・脱炭素社会を加えた範囲を対象とします。
 なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。



図 1.3.1 本計画で対象とする環境

1.4 計画の期間

計画の期間は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度の 10 年間とします。見直し後の計画は令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度の 5 年間となります。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
野洲市 総合計画	第 1 次野洲市総合計画 (改訂版)				第 2 次野洲市総合計画					
環境基本計画	第 2 次野洲市 環境基本計画				第 2 次野洲市 環境基本計画 (見直し)					

図 1.4.1 計画の期間

1.5 基本理念

本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる「野洲市環境基本条例」においては、環境の保全に関し、「良好な環境の維持と次世代への継承」、「大気・水・土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」、「生物の多様性の確保」、「地球環境の保全」の4つを基本理念としています。

また、令和2（2020）年に改訂した本市の「第2次野洲市総合計画」では、「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」をめざすべき将来都市像として掲げ、この都市像を実現するために、「協働のまちづくり」と「SDGsの実現」を基本姿勢として進めることとしています。

本計画においては、本市の都市像やまちづくりの目標、環境の保全と創造の基本理念及び環境の現況を踏まえ、基本理念（めざすべき環境像）を以下のとおり掲げることとします。

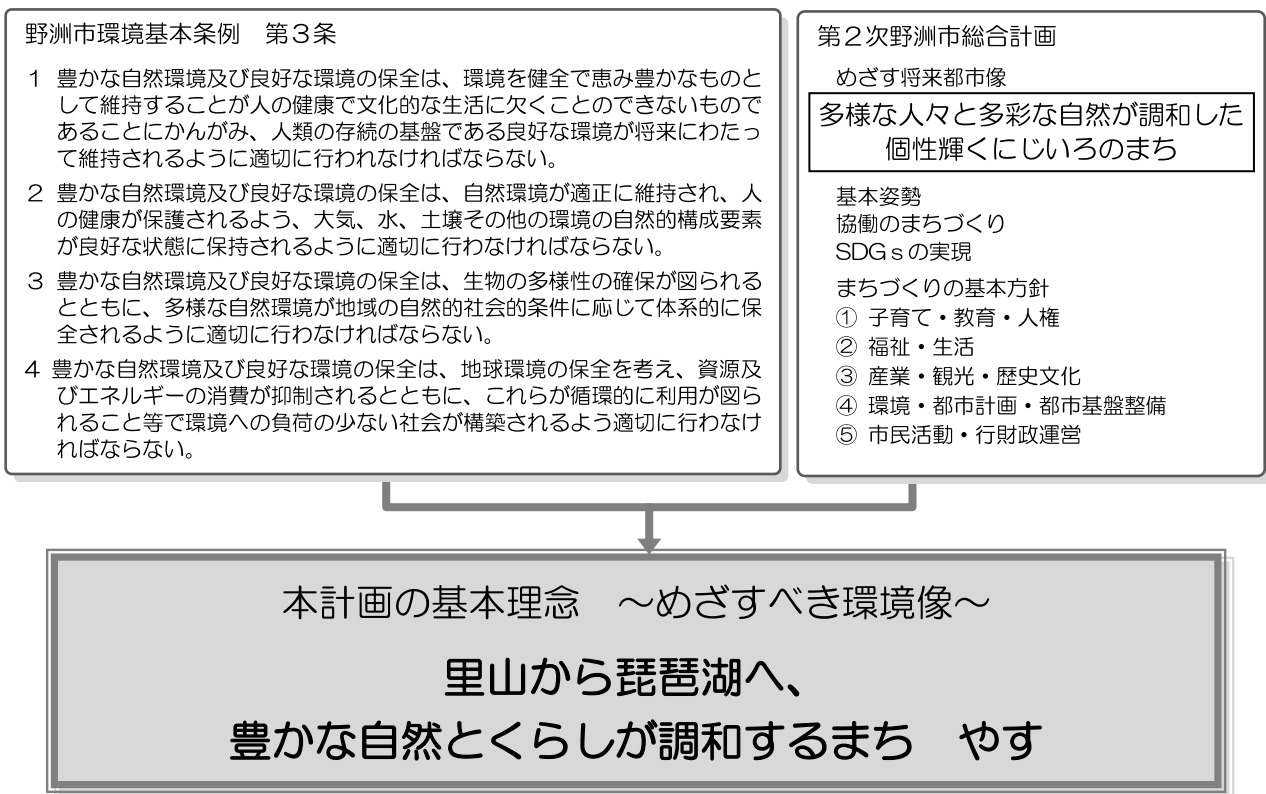


図 1.5.1 本計画の基本理念

1.6 基本目標

本計画では、基本目標を以下の4つとします。

基本目標1 安全で快適な生活環境づくり

市民（市民団体）・事業者・行政が、それぞれの立場で、環境へ大きな負荷をかけない生活や事業活動に心がけ、大気、水、悪臭など環境に対する負荷を少なくすることや不法投棄対策を推進するなど、安全で安心して暮らせる生活環境を守るまちとすることを目標とします。

基本目標2 循環型社会（※）・脱炭素社会（※）づくり

国の宣言と同様に、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指し、CO₂排出量の削減を図るとともに、市民や事業者との連携の場づくりを行います。省エネルギー、再生可能エネルギー（※）や資源循環などに積極的に取り組んでいくことにより、環境に優しい、新しいライフスタイルへの転換を図ります。不要な照明の消灯や、公共交通機関をできるだけ活用するなど、1人ひとりが出来ることから取り組み、エコな暮らしを実現するまちとすることを目標とします。

基本目標3 里山（※）から琵琶湖へつながる自然環境づくり

私たちのまちは、里山から琵琶湖へつながる豊かな自然環境に恵まれています。その中心には里山を水源とする家棟川が流れ、琵琶湖へ注ぎ、その流域は市域とほぼ重なっています。この山から琵琶湖へつながる流域では、多くの生きものが生息し、私たちも自然の恵みを受けて暮らしています。この野洲市ならではの自然環境を保全し、生物多様性を育み、人と自然が調和する自然環境づくりを推進していくことを目標とします。

基本目標4 環境学習の推進による市民活動の促進

市民（市民団体）・事業者・行政が環境保全や生物多様性の確保などに関する意識を高めるために、さまざまな場所で環境教育や環境学習が行われるとともに、それぞれの立場から積極的に行動し、普及に努めるなど、常により良い環境づくりのために活動します。そして、これらの各活動がネットワークとしてつながっていくことにより、だれもが環境保全に参加するまちとすることを目標とします。

本計画の4つの基本目標は互いに密接な関わりを持っており、すべての分野においてバランス良く取組を進めていく必要があります。

とりわけ「4.環境学習の推進による市民活動の促進」は環境保全を担う人づくりの面を持っているため、本市においても積極的に取り組むべき目標と考えています。

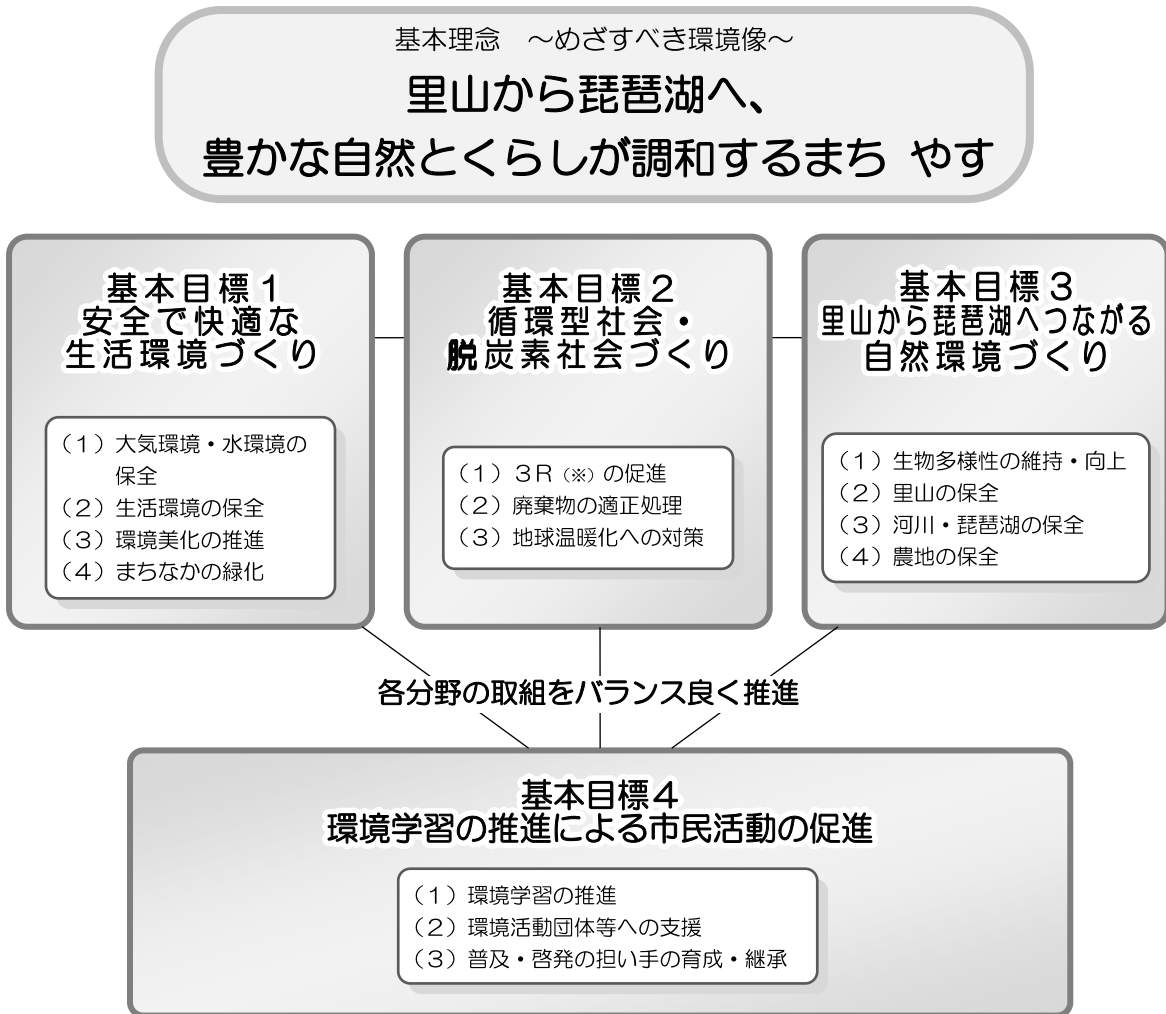


図 1.6.1 本計画の4つの基本目標における相互の関わり